一　地域再生計画の作成主体の名称　山梨県南都留郡西桂町
二　地域再生計画の名称　観光拠点にあるスポーツ施設のリノベーションで、交流と健康なまちづくりによる観光・移住促進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　山梨県南都留郡西桂町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第八百号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山梨県北都留郡丹波山村
二　地域再生計画の名称　小さな村の観光産業再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　山梨県北都留郡丹波山村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第八百一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県
二　地域再生計画の名称　農林水産業関係試験場研究力強化事業計画
三　地域再生計画の区域の範囲　長野県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第八百二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県
二　地域再生計画の名称　大径材を利用した木材技術開発計画
三　地域再生計画の区域の範囲　長野県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第八百三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　飯田市並びに長野県下伊那郡松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村及び大鹿村
二　地域再生計画の名称　航空機産業を先導役とする地域イノベーションの創出に向けた公的試験場機能、人材育成・ネットワーク機能の強化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　長野県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第八百四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　諏訪市
二　地域再生計画の名称　「活きいき、元気な『くらし』の実現」輝くＳＵＷＡの健康づくり戦略
三　地域再生計画の区域の範囲　諏訪市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところにより、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第八百五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　小諸市
二　地域再生計画の名称　北国街道小諸宿脇本陣再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　小諸市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第八百六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　小諸市
二　地域再生計画の名称　浅間山麓高地トレーニングエリア構想拠点整備計画
三　地域再生計画の区域の範囲　小諸市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところにより、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第八百七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　伊那市
二　地域再生計画の名称　江戸町家の活用による城下町体験事業計画
三　地域再生計画の区域の範囲　伊那市の区域の一部（高遠町区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第八百八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　駒ヶ根市
二　地域再生計画の名称　地域資源ブランディング推進プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　駒ヶ根市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）